

PCB に汚染された機器の濃度による分類と処理方法

【高濃度の PCB を使用した電気機器（又は当該電気機器から抜いた油）】	
<p>PCB が絶縁油として使用された電気機器の絶縁油中の濃度は、50% (500,000 mg/kg) 以上が高濃度です。 一般的にコンデンサについては、PCB 濃度 100% (1,000,000 mg/kg)、トランスについては概ね 60% (600,000 mg/kg) 前後です。</p>	<p>現在 <u>JESCO</u> で処理を行っておりますので JESCO への登録をお願いします。</p>
<p>※判別方法の詳細はメーカー判別表をご覧ください。 ※JESCO では現在 50% (500,000 mg/kg) 以上の濃度の電気機器（又は当該電気機器から抜いた油）について処理を進めております。分析の結果、0.5% (5,000 mg/kg) 超～50% (500,000 mg/kg) 未満の濃度であることが判明した電気機器についても登録の受付はお受けいたしますが（低濃度 PCB 汚染廃電気機器は登録できません）。当面保管の継続をお願いします。</p>	
【低濃度 PCB 汚染廃電気機器】	
<p>PCB 濃度 0.5mg/kg 超～5,000 mg/kg のものを指します。 微量の PCB に汚染された電気機器等の大部分が数 mg/kg～数十 mg/kg 程度です。《低濃度 PCB 汚染廃電気機器》 低濃度 PCB 汚染廃電気機器等も PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条第 1 項に基づき、都道府県等に保管状況等を届け出る必要があります。</p>	<p>JESCO では処理を行っておりません。 <u>JESCO 以外の認定を受けた施設</u>により処理が進められています。</p>
【PCB 濃度が 0.5mg/kg 以下の電気機器】	
<p>機器に封入された絶縁油中の PCB 濃度が処理の目標基準である 0.5mg/kg 以下の電気機器</p>	<p><u>PCB 廃棄物には該当しません。</u></p>
<p>※PCB 以外の含有物によっては特別管理産業廃棄物としての処理が必要になる場合がありますので、管轄の都道府県・政令市等の産業廃棄物担当課に必ずご確認ください。</p>	

出典：JESCO ホームページ「PCB に汚染された機器の分類と処理方法」（一部加筆）